

○第72回農薬専門調査会幹事会

日時：平成23年5月13日（金）14：00～16：35

議事概要：

（1）食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

1）ジカンバ

・事前の検討の結果、評価第三部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。

＊除草剤で、小麦、大豆等に使用します。大麦、大豆へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）設定要請並びに大麦及び大豆を対象にした飼料中の残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準及び飼料中の残留基準が設定されています。

2）ジフェノコナゾール

・事前の検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。

＊殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、ピーマン、なす、茶への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3）シプロジニル

・事前の検討の結果、評価第四部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。

＊殺菌剤で、小麦、りんご、なし、みかん等に使用し、今回、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4）ファモキサドン

・事前の検討の結果、評価第二部会において調査審議することとなったことが報告され、了承された。

＊殺菌剤で、ばれいしょ、はくさい、トマト、ぶどう、だいず等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請及びばれいしょ、レタス、たまねぎ、ほうれんそう、ぶどう、ホップ等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（2）アルジカルブ及びシクラニリドの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1）アルジカルブ

・寄せられた御意見及び追加提出されたデータについて検討され、今回の結論に基づく回答を作成し、次回審議することとなった。

＊殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2）シクラニリド

・寄せられた御意見について検討した結果、御意見に対する回答を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）オキシロニック酸、スピロメシフェン、ピリダリル、メタルデヒド、メタラキシル及びメフェノキサム

1）オキシロニック酸

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺菌剤で、稲、たまねぎ、キャベツ、もも等に使用し、今回、だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン及び小粒核果類への適用拡大申請がされています。

2）スピロメシフェン

・審議の結果、ADIを0.022mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺虫剤で、トマト、りんご、茶等に使用します。ぶどうへの適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

3) ピリダリル

・審議の結果、ADIを0.028mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、ばれいしょ、レタス等に使用します。魚介類への残留基準の設定要請がされています。

4) メタルデヒド

・審議の結果、ADIを0.022mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、レタス、みかん等に使用し、今回、キャベツへの適用拡大申請がされています。

5) メタラキシル及びメフェノキサム

・審議の結果、ADIを0.022mg/kg体重/日とし、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、米、ばれいしょ、トマト、たまねぎ等に使用し、今回、魚介類への残留基準値の設定要請及びしゅんぎく、セロリ等へのインポートトレランスの設定要請がされています。

(4) その他

・平成22年度食品安全確保総合調査(ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査)について、調査事業者より報告があった。